

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設において陽性者が発生している場合に、施設からの申込により早期に検査を行うイベントベースサーベイランス事業を実施する。

○実施期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日（申込期限：令和6年3月15日迄）

○対象施設

県内の高齢者施設、障害者施設

○検査基準

対象施設において、職員または利用者から新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合であって、かつ感染者が、感染可能期間内にその他の施設職員または利用者等と濃厚接触があるなど、施設内に感染が疑われる者が複数いる場合を検査基準とする（※実施要綱参照）。
なお、県が別途通知する場合においては、ユニットやフロア単位で1人以上の風邪様症状者（陽性者を含む）を確認した場合を検査指標とする（10月1日以降は、当面の間、検査基準を通常の指標に戻します。）。

○検査の対象範囲

陽性者を確認した場合に、当該陽性者が属するフロアやユニットの従事者および利用者を検査の対象範囲とする。

○検査の流れ

